

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒がフリースクール等民間施設を利用するのに要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、不登校児童生徒の学校以外の場における学習等の機会を確保し、もって不登校児童生徒の社会的自立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。

(2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

(3) フリースクール等民間施設 主として不登校児童生徒に対して学習活動、教育相談、体験活動等の機会を提供することを目的として民間事業者等が設置し、及び運営する施設（学校を除く。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 不登校児童生徒に対する相談又は支援を行うために必要な設備、人員等を有していること。

イ 指導の経過について保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に連携又は協力関係を築くための体制の整備を行っていること。

ウ 施設の運営方針、利用に係る費用、指導の内容及び方法、相談及び指導の体制、職員の配置等に関する事項が、あらかじめ規約等において明示され、かつ、公表されていること。

エ 施設の運営に当たり、利用者の安全の確保に配慮がなされていること。

オ 不登校児童生徒の支援に関し、本市と連携及び協力を図るための体制を有していること。

カ 利用者に対する権利利益の侵害、虐待等の防止のため、必要な体制の整備を行っていること。

キ 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的として運営されるものでないこと。

(補助対象者)

第3条 この要綱による大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) フリースクール等民間施設を利用する不登校児童生徒（次のいずれにも該当する者に限る。以下「利用児童生徒」という。）の保護者であること。

ア 本市に住所を有する者

イ 第5条第1項の規定による申請を行う日前1か月以内において、在籍する学校の学級での活動に7日以上参加していない者

ウ 在籍する学校の長によりフリースクール等民間施設の利用をもって出席とみなす取扱いが認められている者

- (2) 本市に住所を有する者であること。
- (3) 市税の滞納がない者であること。
- (4) 国、滋賀県その他の公共団体から補助金と趣旨を同じくする補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、フリースクール等民間施設を利用する年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下「補助対象年度」という。）におけるフリースクール等民間施設の利用に要する経費（次に掲げるものを除く。以下「利用料」という。）とする。

- (1) 入会金、入学金その他の施設の利用の準備に係る経費
- (2) 施設の利用に係る交通費
- (3) 寮費、教材費、実習費、イベント参加費等の実費として負担する経費
- (4) 施設の体験利用に係る経費
- (5) その他第1条の目的に照らし市長が適当でないと認める経費

2 補助金の額は、フリースクール等民間施設を利用した月ごとに、次に掲げる額のいずれか少ない方の額を算定し、これを補助対象年度において合算した額とする。この場合において、一の保護者につき複数の利用児童生徒があるときは、利用児童生徒ごとに算定するものとする。

ア 利用料に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）

イ 10,000円

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) フリースクール等民間施設の利用規約及び概要を明らかにした書面
- (2) 利用契約書その他利用児童生徒がフリースクール等民間施設に通所していることを明らかにした書面
- (3) 大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業に係る利用証明書兼誓約書（様式第2号）

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（出席状況の報告等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定保護者」という。）は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該期間における当該利用児童生徒のフリースクール等民間施設への通所状況を、当該各号に定める日（以下「報告期限」という。）までに、市長に報告するとともに、教育支援センターに所属する公認心理師による面談を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、報告期限を変更することができる。

(1) 4月1日から7月31日まで 8月31日

(2) 8月1日から12月31日まで 1月31日

(3) 1月1日から3月31日まで 3月31日

2 前項の面談は、教育支援センターにおいて、対面により実施するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、市長が適当と認める方法により面談を行うことができる。

3 交付決定保護者は、第1項第3号に掲げる期間に係る報告の際に、当該補助対象年度における利用料の額を併せて報告するものとする。

4 市長は、前項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を変更するものとする。

5 市長は、前項の規定により補助金の交付決定額を変更したときは、その旨を、当該交付決定保護者に通知するものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第9条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の承認申請書には、変更の内容を証する書類を添付しなければならない。

（承認通知書）

第10条 市長は、前条の承認をしたときは、交付決定保護者に対し、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業実績報告書(様式第10号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 利用児童生徒がフリースクール等民間施設に通所した事実を明らかにした資料
- (2) フリースクール等民間施設が発行した領収書の写し、通帳の写しその他の補助対象者が利用料を負担したことを明らかにした資料
- (3) 利用料の内訳を明らかにした資料

(確定通知書)

第12条 規則第15条の規定による通知は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(交付請求書)

第13条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付請求書(様式第12号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金返還通知書(様式第14号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者（保護者） 住所
氏名

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金の交付について次のとおり申請します。

（ ふりがな ）	
児童生徒の氏名	
在籍する学校及び学年	学校 第 学年 組
利用するフリースクール等 民間施設の名称	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
交付申請額	円

個人情報の取扱いに係る同意

補助金の交付の適否に係る審査のため、申請者及びその子の住民基本台帳の記録、登校状況等を照会及び閲覧することに同意します。

申請者（保護者）氏名_____

(自署又は記名押印)

誓約書

私（申請者）は、補助金の交付を受けるに当たり、以下のことを誓約します。

1 学期ごとに教育支援センターに所属している公認心理師による面談を受けます。

2 私の子に原則月 1 回、教育支援センターに所属している公認心理師による面談を受けさせるよう努めます。

令和 年 月 日

氏名_____

(自署又は記名押印)

添付書類

- (1) フリースクール等民間施設の利用規約及び概要が分かる資料
- (2) フリースクール等民間施設に通所していることが分かる資料（利用契約書等）

様式第 2 号（第 5 条関係）

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業に係る利用証明書兼誓約書

年 月 日

（宛先）

大津市長

フリースクール等民間施設 名 称 _____
所 在 地 _____
代表者氏名 _____

下記の保護者が監護する児童生徒について、当施設に通所していることを証明します。
また、下記に掲げる誓約事項について誓約します。

利用している児童生徒の保護者名	
利用している児童生徒名	
利用開始日	

誓約事項

- ☐ 不登校児童生徒に対する学習活動、教育相談、体験活動等の機会を提供することを主たる目的として運営しています。
- ☐ 不登校児童生徒に対する相談又は支援を行うために必要な設備、人員等を有しています。
- ☐ 指導の経過について、保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に連携又は協力関係を築くための体制を整備しています。
- ☐ 利用者に対する権利利益の侵害の防止のための必要な体制の整備を行っています。なお、過去に子どもを対象とした性犯罪に関わったスタッフは雇用していません。
- ☐ 体罰その他の不適切な指導の防止のための必要な体制の整備を行っています。
- ☐ 利用者の安全の確保に配慮した運営を行っています。また、傷病、災害等が発生した場合の危機管理マニュアルの作成に努めます。
- ☐ 大津市が開催する不登校児童生徒支援連絡会議（スクラム会議）に参加します。参加が難しい場合には、他の方法をもって、大津市との連携及び協力を図る体制を整えます。
- ☐ 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的として運営する施設ではありません。
- ☐ 施設の運営に関し大津市から協議を求められた場合は、真摯に対応します。

年 月 日

フリースクール等民間施設名
代表者名

印

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。 (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。 (4) 大津市補助金等交付規則及び大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付要綱の規定を遵守すること。

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金について、次のとおり交付決定を変更したので、大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添付書類	

様式第 8 号（第 9 条関係）

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添付書類	

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業変更（中止・廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業の変更（中止・廃止）について、次のとおり承認したので、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

承認内容	
承認年月日	年 月 日

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
氏名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

施設利用回数と利用料 1 学期： 4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで 2 学期： 8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで 3 学期： 翌年の 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで	() 学期 () 回 利用料 () 円
	() 学期 () 回 利用料 () 円
	() 学期 () 回 利用料 () 円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円 ※ 1 月の利用料の 2 分の 1 の額 (1 円未満の端数を切り捨て。上限 1 万円) を合算した額
添 付 書 類	(1) 利用児童生徒がフリースクール等民間施設に通所した事実が分かる資料 (通所記録など) (2) フリースクール等民間施設が発行した領収書の写し、通帳の写しその他の補助対象者が利用経費を負担したことが分かる資料 (3) 利用料の内訳が分かる資料

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 （ 補 助 対 象 金 額 ）	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市フリースクール等民間施設利用者支援補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。